

不動産鑑定業者（県知事登録）の登録に関する審査基準について

令和 8 年 10 月 1 日

静 岡 県

知事が行う次の登録等に当たっては、不動産の鑑定評価に関する法律（昭和 38 年法律第 152 号。以下「法」という。）及び不動産の鑑定評価に関する法律施行規則（昭和 39 年建設省令第 9 号）に記載の事項を行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）第 2 条第 8 号ロの審査基準とする。

- 1 法第 22 条第 1 項の登録
- 2 法第 26 条第 1 項の登録換え
- 3 法第 27 条第 1 項の変更の登録